

聖籠町告示第1号

聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置を次のように定める。

平成27年1月8日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、全庁的に取り組むため、聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、事務管理監、総務課長、税務財政課長、納税対策室長、町民課長、保健福祉課長、生活環境課長、産業観光課長、ふるさと整備課長、東港振興室長、上下水道課長、子ども教育課長、社会教育課長、農業委員会事務局長、会計室長、議会事務局長、図書館長、聖籠こども園長、蓮野こども園長、蓮潟こども園長及び亀代こども園長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 本部長は、第2条各号に掲げる事項を調査・検討させるため、職員その他本部長が必要と認める者で構成するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月8日から施行する。